

監 第 2212 号
令和6年3月28日

鹿児島県建設産業団体連合会会長 殿

鹿児島県土木部監理課
技術管理室長

舗装の切断作業時に発生する排水の適正処理について（依頼）

平素より、本県の公共事業の推進に御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切削粉が混じりあった排水については、「建設汚泥」に該当し、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき適正に処理する必要があることから、回収した当該排水の処理について、別紙のとおり定めましたので参考送付いたします。

つきましては、貴所属団体・会員へ周知していただくようお願いいたします。

（問合せ先）
監理課技術管理室
技術指導係
TEL 099-286-3515

舗装の切断作業時に発生する排水の適正処理について

1. 趣旨

舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切断粉が混じりあった排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、排水吸引機能を有する切断機械等により回収することとし、回収された排水については、産業廃棄物の「汚泥」として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき適正に処理しなければならないことから、その運用について下記のとおり定める。

2. 適用範囲

鹿児島県土木部が発注する舗装切断作業を含む土木工事

3. 回収方法

排水（汚泥）については、下記方法等により直接現場外に排水することなく適正に回収するものとする。

- ・排水（汚泥）を回収する機能を有するカッター機械（バキューム式）による回収
- ・工業用掃除機による回収
- ・排水をスポンジ等で吸着させバケツ等に移し替えて回収

4. 排水（汚泥）の処理

回収した当該排水の処理については、下記により適正に対応する。

- ・産業廃棄物として、そのまま産業廃棄物処理施設に持ち込む
- ・施工現場内で脱水等の処理を行い、当該処理後の廃棄物を産業廃棄物処理施設に持ち込む

受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとし、産業廃棄物（汚泥）処理業として許可を受けている中間処理施設への搬入を原則とする。

6. 積算の方法

切断・収集・運搬・処理の積算方法については以下のとおりとする。

当該排水の処理に関し必要な経費は、受発注者協議の上、設計変更の対象とする。

なお、積算にあたっては、施工方法、運搬費の比較を行い、経済的になるよう留意すること。

(1) 切断・排水（汚泥）の収集について

「土木工事標準積算基準書 第IV編第3章③舗装版切断工」によるものとする。

(2) 運搬費について

運搬費については、受注者から見積りを徴収し計上する。

(3) 排水（汚泥）の処分費について

処分費は、「建設廃棄物受入料金（公表版）」によるものとするが、これによりがたい場合は見積りとする。

(4) 排水（汚泥）量の設計単位及び数位

設計表示単位は m³ 単位とし、有効数位第 1 位の数量を設計表示数位とする。

ただし、0.1m³ 未満は 0.1m³ とするが、処理施設において受入単位を設定（1 m³ 未満は 1 m³ として受入れなど）している場合はこの限りではない。

7. その他

(1) 品質管理（検査を含む）時に実施するコア抜き、コンクリート及びアスファルト舗装版の削孔作業時に発生する排水の処理については、本運用基準の対象外とするが、受注者において適正に処理を行うこと。

(2) 当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用する場合は、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物（がれき類）として適正な運搬・処理を実施する。

（共通仕様書 第11編その他 第7章その他）

舗装切断作業時に発生する排水の処理

- 1 舗装の切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理しなければならない。産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物処理を委託する際、排出事業者（受注者）は、その責任において、必要な廃棄物情報（成分や性状等）を把握し処理業者に提供するものとする。
- 2 当該排水の処理に関し、必要な経費については、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。